

## 地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

# 大阪府の取組状況と今後の方向性

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

## 1 市町村の役割、府の役割

### ◇拠点整備、運営にあたっての市町村の役割

- ◆ 緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進機能を地域の実情に応じ、面的整備、多機能型整備、多機能拠点型+面的整備型のハイブリッド型で整備
- ◆ 拠点の5機能をすべてを満たしてはいない市町村もあるが、必要度の高いものから整備し、機能強化に取り組んでいる。

### ◇府のバックアップ機能としての取り組み

年度	取組内容
平成28年度～	◆ 基盤整備促進WGにおいて、地域生活支援拠点等の整備促進の議論
平成30年度	◆ 都道府県ブロック会議を開催。（厚生労働省・兵庫県・京都府と共催、他府県の整備事例の紹介、市町村間での意見交換
令和元年度	◆ 基盤整備促進WGにおいて、「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」を発出 まず取り組むべきこととして、対象者を事前に把握するとともに、緊急時にかかる相談受付を可能とし、その際の支援のながれを明確にしておくこととし、そのための手法として、①緊急時の定義づけ、②登録制の導入、③緊急時の体制確保に向けたネットワークの構築を提案
令和2年度	◆ 未整備の市町村及び取組みの進んでいる市町村へヒアリング実施（現在も継続） ◆ 取組みの実態や課題をききとり、好事例があれば会議の場で情報共有
令和3年度	◆ 拠点業務を担当する各市町村担当者が一堂に会し意見交換を行う会議を開催（R3オンライン、現在は集合形式で継続） ◆ 各機能ごとの取組み状況についてアンケートを実施し、上記、意見交換会で共有
令和4年度	◆ 府ウェブサイトにて各市町村の整備状況を公表、「検証・検討の実施」について市町村アンケートを実施し結果を共有 ◆ 市町村の拠点担当課及び連絡先を集約し府ウェブサイトで公表
令和5年度	◆ 「検証・検討の実施及びコーディネーターの配置」について、市町村アンケートを実施結果を共有

# 地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

## 2-① 府内拠点の取組状況（整備状況）

- ◆ 府内43市町村で38市町村が整備済み。未整備は5市町。（第6期障がい福祉計画では、令和5年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備することが目標）（データ1）
- ◆ 5機能すべてを整備している市町村は、R5.4.1時点では25となり、徐々に、整備済の機能が増えている。（データ2）
- ◆ 整備済の38市町村の整備類型については、33市町村が面的整備型、で整備している。（データ3）
- ◆ 5つの機能のうち、緊急時の受入・対応については、整備済の38市町村すべてで備えている一方、体験の機会・場は28市町村が備えており、10市町は備えていない。（データ3）
- ◆ 拠点コーディネーターを配置している市町村は11。主に、相談支援事業所及び基幹相談支援センターに配置されている。配置なしのうち市町村がコーディネーターの役割を担っているのは6市町村（データ4）配置しない理由や配置にあたっての課題として「これまで未配置で役割整理が難しい」が、「予算の確保が困難」、「人員不足」に次いで、多くなっている。

整備年度	箇所	市町村名
H28年度	2	豊中市、吹田市
H29年度	4	堺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市
H30年度	2	守口市、能勢町
R1年度	9	大阪市、高槻市、大東市、門真市、島本町、豊御、太子町、河南町、千早赤阪村
R2年度	15	岸和田市、池田市、貝塚市、茨木市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、熊取町
R3年度	5	八尾市、松原市、交野市、阪南市、岬町
R5年度	1	泉大津市
合計	38	(令和5年4月1日時点) 市町村数：43

整備済機能数	令和4年4月1日	令和5年4月1日
5機能すべて	22	25
4機能	3	2
3機能	5	6
2機能	4	3
1機能	3	2
合計	37	38

コーディネーターの配置状況	市町村数
配置あり(うち6市町村は圏域配置)	11
配置なし	32
合計	43

※配置なしのうち、6市町村は市町村職員がコーディネーターの役割を担っている。  
※5市町村は未整備。

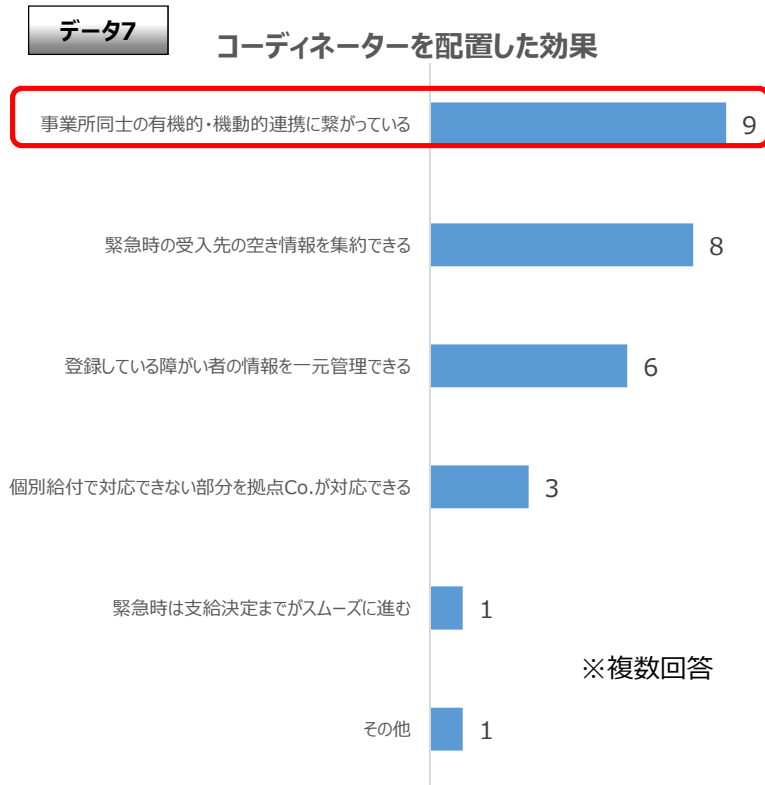
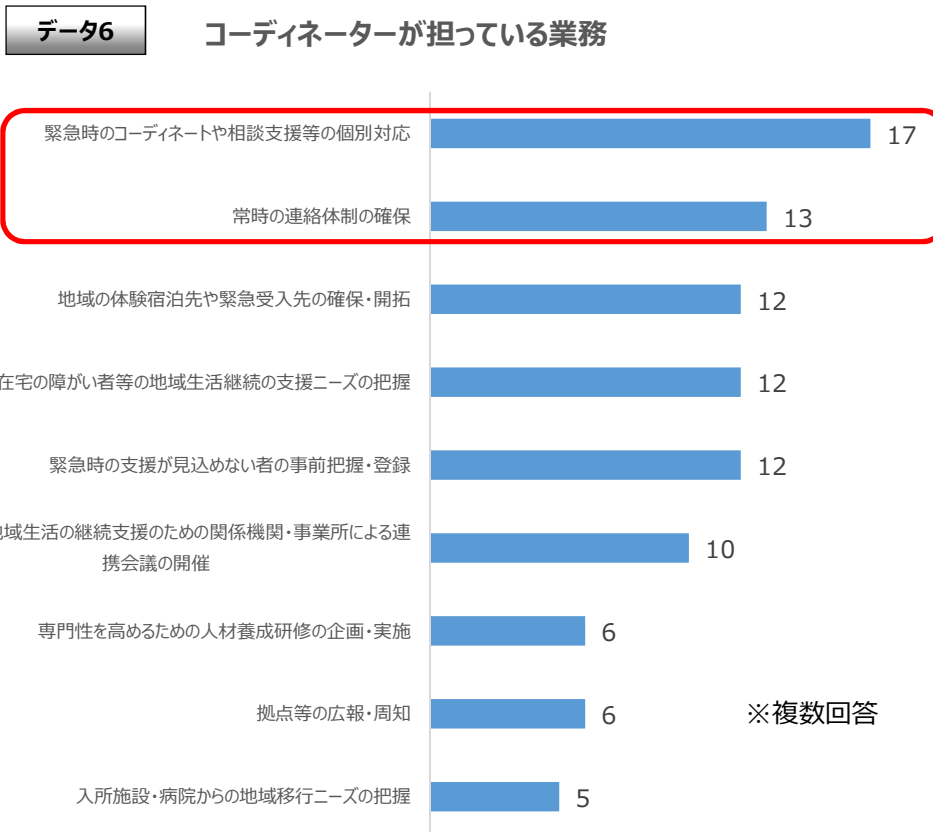
備えている機能					整備類型		
①相談	②体験の機会・場	③緊急時の受入・対応	④専門的人材の養成・確保	⑤地域の体制づくり	多機能拠点整備型	面的整備型	多機能拠点整備型+面的整備型
34	28	38	30	29	2	33	3

配置先	市町村数
相談支援事業所	6
基幹相談支援センター	4
市内の社会福祉法人(所属に関わらず特定の担当者を配置)	1
合計	11

## 2-② 府内拠点の取組状況（拠点コーディネーター）

- ◆コーディネーターの業務内容は、「緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応」、「常時の連絡体制の確保」が多くなっている。（データ6）
- ◆コーディネーターを配置した効果は、「事業者同士の有機的・機動的な連携に繋がっている」が最多。（データ7）

< R5大阪府アンケート >



### 3-① 府内拠点の取組状況（機能ごとの好事例）

機能	概要
相談	・南河内圏域の6市町村協同でコーディネーター委託事業を実施
体験の機会・場	・ウィークリーマンションを借上げ一人暮らしの体験利用に活用
緊急時の受入・対応	・グループホーム、短期入所だけでなく、訪問看護、介護事業所等とも協定を締結し、基幹相談支援センターが受入れの調整を行う。 ・緊急時の受入れ対応のための事前把握・登録について、ハイリスク者を抽出後、計画相談支援の導入を促し、利用者登録を案内している。
専門的人材の養成・確保	・基幹相談支援センターが研修会を企画、困難事例への対応として弁護士巡回相談を実施。研修費用の補助 など
地域の体制づくり	・障がい者の重度化・高齢化に伴う医療的な支援体制を充実

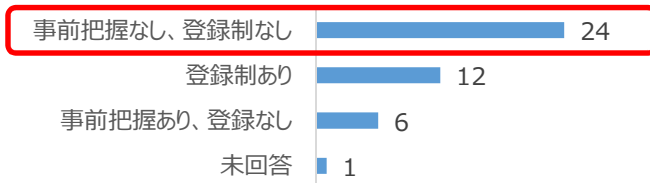
## 3-② 府内拠点の取組状況（緊急時の受入れの対応のための事前把握・登録）

- ◆緊急時の受入れの対応のための事前把握・登録については、24市町村が事前把握・登録を行っていない。（データ8）
- ◆事前把握・登録を導入している場合では、障がい福祉サービスを利用しているを中心に事前把握等を行っている。（データ9）
- ◆事前把握・登録をしていない理由は、「労力に比べて効果が低いと考える」「数が膨大になり集約方法や登録後の見通しがつかず、事前把握や事前登録ができてない。」などが挙げられている。（データ10）

<R4 大阪府アンケート>

データ8

緊急時の受入れの対応のための  
事前把握・登録



データ10

事前把握・登録していない理由（事前把握なし、登録制なし）  
回答抜粋

- 労力に比べ、効果が低いと考える
- 数が膨大になり集約方法や登録後の見通しがつかず、事前把握や事前登録ができてない。
- 業務委託により、一年を通じて一室を確保しており、随時対応が可能のため、事前把握・事前登録は行っていない。
- 居室確保型で実施しているため、利用の際に調整が必要な事項が少なく、事前把握・登録の必要性が低い。

データ9

事前登録の例（登録制あり）

ハイリスク者を抽出後、計画相談支援の導入を促し、利用者登録を案内している。計画相談支援員がついているもしくはついた場合は、相談員に対して緊急対応シミュレーションプランの作成を依頼している。

緊急時等にスムーズな対応ができるよう情報収集のために、重度障がい者の方に案内を行い、本人の届出により事前登録を行っている。

計画相談支援事業所よりハイリスクケースを抽出してもらい、登録を促してもらう。

事前把握の例（事前把握あり、登録なし）

サービス等利用計画の一部を改変し、ADLや行動障がいへの支援方法、緊急時の支援等を記入する欄を追加し、緊急時対応シートとして活用できるようにした。特に緊急時の支援が必要になりそうなケースから優先的に作成してもらっている。

ハイリスクケースを抽出後、委託相談支援事業所と事前に必要と思われる利用者の把握を行っている。

基幹相談支援センターや委託相談支援事業所の担当ケースからリスクの高いケースについては、市担当者とも共有、必要であればコーディネーターとも事前に共有しておく。

# 地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

## 4-① 運用状況の検証・検討について

- ◆整備済38市町村のうち、令和4年度中に運用状況の検証・検討を行った市町村は27（データ11）、行っていない市町村は11となっており、そのうち6市町村が行わなかった理由を「評価手法等を検討中」としている。
- ◆検証検討の場として22市町村が自立支援協議会や自立支援協議会の部会を活用しており、最も多い。（データ12）
- ◆運用状況の検証・検討の実施回数は、1回実施が12市町村、2回以上の実施は合計15市町村。（データ13）
- ◆検証・検討の実施方法は、「事例検討を通して、不足しているサービスや課題を抽出」「評価シートを作成して機能ごとに課題を抽出し、評価、検討」のほか、ハイリスク者を明確にするツールを作成したり、年度ごとに重点的に取り組むテーマを設定して行っている。（データ14）

データ11 令和4年度中の運用状況の検証・検討の実施状況 <国>

実施状況	市町村数
検討を行った	27
検討を行っていない	11
<b>合計</b>	<b>38</b>

データ12 運用状況の検証・検討の場 <府>

検証・検討の場	市町村数
自立支援協議会／部会等	22
施策推進協議会／部会等	1
地域生活支援拠点等検討部会	2
協定締結事業者との検討会議	1
担当課内	1
<b>合計</b>	<b>27</b>

データ13 運用状況の検証・検討の実施回数 <国>

実施回数	市町村数
6回以上	3
4～5回	6
2～3回	6
1回	12
<b>合計</b>	<b>27</b>

<R5厚生労働省調査及び大阪府アンケート>

データ14 運用状況の検証・検討の実施方法 <府>

検証・検討の場	市町村数
事例検討を通して、不足しているサービスや課題を抽出	6
評価シートを作成して機能ごとに課題を抽出し、評価、検討	3
その他	18
<b>合計</b>	<b>27</b>

### 「その他」の主な内容

- ハイリスク者を明確にするツールを作成することで、見える化をはかる。
- 年度毎に重点的に取り組むテーマを設定し、PT構成員が不足しているサービスや課題等について検討、検証している。
- 体験宿泊事業の効果検証
- 緊急時居室確保事業の実績報告、地域生活支援拠点等登録事業所数、事前登録制の検討状況を報告し、検証。

## 4-② 運用状況の検証・検討について

- ◆ 運用状況の検証・検討の結果、抽出された課題は、「地域生活支援拠点等の周知」や「利用者の事前把握・登録」を挙げている市町村が多い。(データ15)
- ◆ 運用状況の検証・検討の結果、抽出された課題は、基幹相談支援センターなどの関連機関へ共有(データ16)され、検証・検討を行った27市町村中、8市町村は、検証・検討結果についてホームページ等で公表を行った。(データ17,18)

データ15

### 抽出された課題



<R5大阪府アンケート>

データ16

### 検証・検討結果等を共有した機関

#### 検証・検討結果等を共有した機関

基幹相談支援センター、自立支援協議会、市内の生活介護・短期入所・共同生活援助を運営する法人、相談支援事業所等

データ17

### 検証・検討状況の公表

有無	市町村数
有	8
無	19

データ18

### 検証・検討結果の公表の場

公表の場	市町村数
市町村のホームページ	3
自立支援協議会/部会等	5



# 地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

## 4-③ 運用状況の検証・検討について

- ◆ 検証・検討において抽出された主な課題は、「地域生活支援拠点等の周知不足」「介護をしている高齢の親が、自分に何かあった場合の緊急時の備えが不十分」などがある。（データ19）
- ◆ 抽出された課題に対して、「相談支援定例会、相談支援ネットワークにて、地域生活支援拠点等について説明」や「周知・啓発リーフレット・パンフレットの作成・配布」などが取り組まれている。（データ19）
- ◆ 運用状況の検証・検討を実施することにより、解決のための取組みが進んでいると考えられる。

データ19	主な課題	課題に対する取組み
拠点の周知	・地域生活支援拠点等の周知不足	・啓発リーフレットの配布・配架 ・相談支援定例会、相談支援ネットワークにて、地域生活支援拠点等について説明
利用者の事前把握・登録	・介護をしている高齢の親が、自分に何かあった場合の緊急時の備えが不十分（今は困っていないが、将来に課題のある方をどう今後つなげていくか）	周知・啓発リーフレット・パンフレットの作成・配布
	・対象者を限定とした事前登録制で実施し、登録者は18名いるが、利用実績がない。 ・事前登録制としているが登録者数が想定数より下回っている状況であるため地域生活支援拠点の周知を図る必要がある。	対象者の範囲を拡充することや、受け入れ施設の拡充を検討予定。 計画相談の部会などにおいて事例検討によるアセスメント方法の検討や計画作成における必要性の確認を行う事で、本人、家族支援に繋がるプロセスを習得し周知を図る。
機能の強化・充実	・ヘルパーの人材不足、医療分野との連携や関係構築	ヘルパー事業所連絡会の立ち上げ、訪問看護ステーションとの連携
	・緊急時の居室確保、コロナ禍での体験の機会の場の確保が特に困難。 ・緊急時の受け入れ・対応の機能充実が課題	個別給付化を目指し、随時、圏域市町村で協議を実施。事業所の認定や登録作業に向けて準備 緊急時居室確保事業を実施
事業者参加促進・連携	・どのように面的整備のなり手を増やしていくのか	各事業所へのヒアリングを実施
	・事業の周知及び利用促進が必要	事業費（報酬単価）を増額し、事業の理解・啓発を行い、協定締結への依頼を行う。
未整備機能のニーズ把握	・実施していない機能について、ニーズが不明。	令和5年度に実施する次期障害福祉計画策定に向けた市民向けアンケートにてニーズ把握を行う。

### 【その他の課題】

- ・強度行動障がいや医療的ケア、精神疾患の対応に専門性が必要
- ・短期入所、グループホームの空き情報不足
- ・民間の企業のグループホームの情報が入らない
- ・費用対効果が低く、財政部局と意見が合わない。空床確保をするための費用面での余裕がない。

## 5 総括

- ◆府内市町村では、88.4%（43市町村中38市町村）が拠点等を整備済となっているが、未整備市町村においては、すみやかに整備することが求められる。また、整備済み市町村においても機能の充実・強化が必要。
- ◆緊急時の受入れの対応のために効果的な事前把握・登録については、半分以上の市町村で導入できておらず、さらなる課題の抽出や取組みの推進が必要。
- ◆コーディネーターの配置については、コーディネーターに求められる機能や役割、配置人数、配置場所等の分析及び明確化が必要。
- ◆令和4年度中に運用状況の検証・検討を実施していない市町村は、約 1 / 3。依然として検証・検討が進んでいない市町村も多い。地域の実情は異なるものの、運用状況の検証・検討を実施している市町村では、抽出された課題に対して、解決のための取組みを進めており、機能の充実・強化を図るためには、運用状況の検証・検討は不可欠。さらに、実施した検証・検討の方法や結果等について見える化することが重要である。



各市町村が運用状況の検証・検討を実施し、府に報告することや、市町村において、検証・検討結果を公表するなどにより、検証・検討結果が見える化していくため、大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループにおいて、検討

## 6 大阪府における地域移行推進の取組み

### ◆ 重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業（コンサルテーション事業）

#### 【背景】

令和元年7月、大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループにおいて「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」という市町村向け提案書を作成。グループホーム等の支援力向上を図るとともに、実践報告会の開催等を通じて、専門的な支援スキルを地域に拡大することにより、地域生活支援拠点等の「専門的人材の確保・養成」に寄与する取組みの一環として事業を開始

#### 【事業目的】

重度知的障がい者に対応可能な支援スキルを持つ法人を増やし、重度知的障がい者の地域での生活を支える体制を整備する。

事業のイメージ図

#### 【事業期間】

令和2年度～令和6年度(令和2年度はモデル実施) (1法人3年間)

#### 【事業内容】

先駆的に取り組む法人（社会福祉法人北摂杉の子会）に委託し、そのノウハウを活用して、重度知的障がい者に対応可能な6法人を養成する。

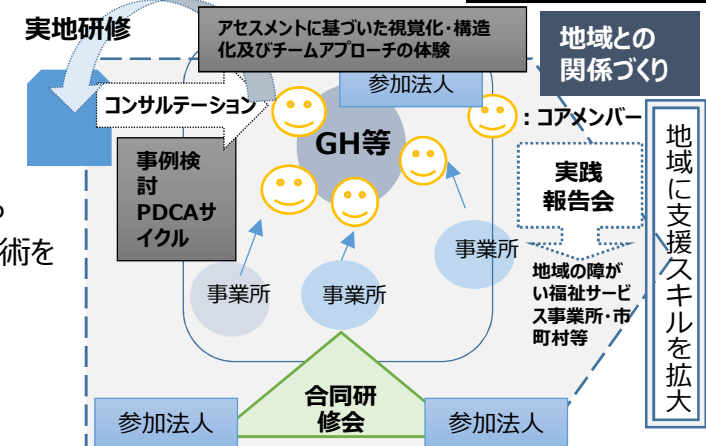
- 「**実地研修**」「**コンサルテーション研修**」等により、障がい特性に応じた専門的な支援方法や環境設定、組織マネジメントなど、法人全体で適切な支援を行う上で必要となる知識や技術を具体的かつ体系的に習得。

- **実践報告会**の実施により地域に参加法人の取組み等を周知。

1年目：法人内1事業所で実際に支援に困っている1～2事例をもとに、支援方法を学ぶ。

2年目：法人内複数事業所の数事例で実践を繰り返し、適切な支援を定着させ、GH等での支援ノウハウを獲得する。

3年目：委託法人の訪問コンサルに同行し、他法人に対してコンサルテーションできるスキルを培う。



### ◆ 重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金（福祉基金事業）

【事業目的】 重度障がい者の地域移行をより推進していく観点から、重度障がい者の地域生活を支援するグループホーム、短期入所事業所を拡充するため、事業者に対して、受入れに必要な環境整備に係る費用を助成。

#### 【事業内容】

補助対象：社会福祉法人、医療法人、公益法人・一般法人・NPO、株式会社等が運営する既存のグループホーム及び短期入所事業所

補助要件：重度障がい者（障がい支援区分5以上）の受入れに必要な環境整備

※障がい支援区分：障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分（1～6区分で数字が大きいほど必要とされる支援の度合いが高い）

対象経費：障がい特性に応じた居室及び共用部分の改修に係る工事費等

※例：床や壁の防音工事、クッション性の高い材質への改修、段差の解消 等国や府内市町村の補助事業の対象となっていないもの

補助率等：補助率10/10 補助上限180万円/1事業所あたり

# 地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

## 7-① 「地域における障がい者等への支援体制について」の提言 (大阪府障がい者自立支援協議会 令和5年3月)

### 背景・現状

- 施設から地域生活への移行の推進は、大阪府障がい者計画でも最重点施策に位置づけられており地域移行が可能な施設入所者から 順次、地域移行を進めてきた。  
現在、府内の障がい者支援施設は86施設約4,800人が入所している。
- 国連勧告(R4.9)においては、「障がい者が居住地、地域社会のどこで誰と暮らすかを選択する機会を持つ」こと、「地域で自立して生活していくための支援体制の強化」などが強く要請された。(※脱施設化)
- 近年、入所者の重度化や高齢化に伴い、障がい者支援施設からの地域移行は 鈍化傾向にある。  
親亡き後など、特に重度知的障がい者の暮らしの場の確保や相談支援をはじめとした地域移行に向けた支援体制の整備が課題となっている。

施設入所者の地域生活移行者数の累計



### 大阪府障がい者自立支援協議会提言「地域における障がい者等への支援体制について」

R2年度	大阪府障がい者自立支援協議会において、「地域移行を進めていくために、 <b>障がい者支援施設の今日的な役割等について、府の自立支援協議会として議論してはどうか。</b> 」とのご意見を受けて、検討を開始。
R3年度	府内の施設入所者や市町村及び関係機関等の現状把握や検討に向けて準備。
R4年度	大阪府障がい者自立支援協議会で議論。障がい者支援施設だけでなく、地域全体で障がい者を支援する必要があることから、相談支援体制や市町村等の関係機関も含め、地域における支援体制全般について議論。 1年間の議論を踏まえ、 <b>報告書「地域における障がい者等への支援体制について」</b> のとりまとめ。⇒協議会から府への提言

### 行政・地域に求められる支援体制と連携体制

<p><b>本人中心支援の理念の浸透</b></p> <p>本人中心の支援を実現していくための意思決定支援及び情報の保障の充実</p>	<p><b>相談支援体制の整備</b></p> <p>地域移行を促進し、地域生活を支援するための相談支援の役割分担と業務内容の明確化</p>	<p><b>サービス提供機能の充実</b></p> <p>地域生活を支えるために地域の障がい福祉サービス提供体制を充実</p>	<p><b>連携体制の整備</b></p> <p>地域移行後も障がい者・家族・介護者等が安心して地域生活を送れるような連携体制の構築</p>
---	--	---	--

### 地域における障がい者支援施設に求められる機能

<p><b>集中支援機能</b></p> <p>重度の知的障がい者への集中支援により、地域生活への移行を推進する機能</p>	<p><b>生活支援機能</b></p> <p>高齢で地域移行が困難な障がい者や支援期間が長期となる方の「生活の質を担保する」機能</p>	<p><b>緊急時地域支援機能</b></p> <p>地域で暮らす障がい者や家族の緊急時に受入れ支援を行う機能</p>
--	---	---

### 地域における障がい者等への支援体制の再構築に向けた提言 (今後の検討内容)

- <地域全体で障がい者を支える仕組みの構築>
  - 相談支援及び意思決定支援の充実
  - 地域移行に向けた認識の形成と共有
  - グループホーム等サービス提供基盤の拡充
  - 在宅やグループホームで暮らす障がい者や介護者等へのバックアップ
- <障がい者支援施設の生活・支援環境の整備>
  - 地域生活への移行に向けた支援体制の構築
  - 重度化・高齢化に対応した生活環境の整備
  - 多様化する障がい者への支援

7-② 「地域における障がい者等への支援体制について」の提言 (大阪府障がい者自立支援協議会 令和5年3月)

第4章 地域における障がい者等への支援体制の再構築に向けた提言

1 地域全体で障がい者を支えるしくみの構築

障がい者支援施設による在宅やGHで暮らす障がい者や介護者等へのバックアップ機能

- ◆ 拠点等の緊急時の受入れ・対応
- ◆ 緊急時に備えた事前登録・住民への周知、体験の機会の働きかけ
- ◆ 拠点等の運用状況の検証・検討および地域課題の把握

## 8 大阪府障がい者自立支援協議会 地域支援推進部会 基盤整備促進ワーキンググループにおける検討

○令和5年8月21日

大阪府障がい者自立支援協議会 地域支援推進部会 基盤整備促進ワーキンググループ 開催

○地域生活支援拠点等の充実・強化について、現在の取組み報告及び施策の方向性（案）について検討

### 【施策の方向性】

○地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討の推進・強化

＜市町村への働きかけ＞

○第7期障がい福祉計画への位置づけ

○検証・検討状況の見える化

○好事例の横展開

### □ 地域支援推進部会 基盤整備促進ワーキンググループ 委員名簿（敬称略）

氏名	職名
北村 友隆	社会福祉法人和光福祉会 法人事務局長
謝 世業	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 みずほおおぞら 所長
谷川 耕一	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 事務局長
谷口 泰司	関西福祉大学社会福祉学部 教授
橋本 健一	社会福祉法人大阪自彊館 障害者支援施設いまみや 施設長
原田 さとみ	交野市福祉部障がい福祉課支援係 係長
宮崎 充弘	特定非営利活動法人サポートグループほわほわの会 代表理事